

私たちのまちを守る防犯灯

道路に設置されている照明灯には、市で設置・管理する「道路照明」と町内会等で設置・管理する「防犯灯」があります。地域の安心・安全のため、防犯灯の設置・管理にご協力をお願いします。

【詳細】土木管理課 ☎25・5375

防犯灯の役割

防犯灯は、交通量が比較的少ない生活道路等で、主に歩行者の通行の安全を確保するため、地域の実情に応じて設置されています。約96%の町内会が、1団体当たり平均30灯の防犯灯を所有しています。

防犯灯の更新・維持管理にご協力を

町内会等では、防犯灯の設置や電気料金の支払いなどを行っていますが、近年、町内会員数の減少により、1人当たりの費用負担の増加、電気料金の支払い・集金を行う人材の不足など、様々な課題や不安を抱えています。

町内会等に加入していない方も、防犯灯の必要性和町内会活動の趣旨をご理解いただき、電気料金の支払いなどにご協力をお願いします。

道路照明と防犯灯の違い

	道路照明	防犯灯
設置場所	主に幹線道路 (交通量多)	主に生活道路 (交通量少)
設置目的	交通安全上の車両 通行の安全確保	防犯上の歩行者 通行の安全確保
設置・管理	市	町内会等

補助制度を活用して、省エネ型防犯灯を設置しませんか

市では、町内会等の負担軽減のため、LED灯などの省エネ型防犯灯への更新・設置費用に対し、補助金を交付しています。省エネ型にすると電気料金が軽減されます。現在、約8割の町内会等が省エネ型に更新を進めており、全灯数の72%が省エネ型防犯灯となっています。

防犯灯の設置費用補助（二次受付）

対象 省エネ型防犯灯を新設（更新）する町内会等（申請前に設置した防犯灯は対象外）

補助額 ●既設の電柱等への設置に係る工事費用＝2分の1以内（1灯当たり限度額＝22,000円）

●灯柱の新設に係る工事費用＝2分の1以内（1灯当たり限度額＝46,000円）

【申込】土木管理課（第三庁舎2階）、市庁舎にある申請書に記入し、10/1（金）まで（必着）に同課

※申請件数により、灯数を調整する場合があります。



よくある
質問



Q 省エネ型防犯灯に切り替えてから再度更新する場合、補助の対象になるの？

A 設置後10年を経過している場合は、対象になります

Q 防犯灯が故障した場合、補助の対象になるの？

A 対象になります。故障の場合は随時申請を受け付けています

防犯灯の電気料金を補助

毎年5月～8月に補助金の申請を受け付けます（今年度分の受け付けは終了）。

詳しくは土木管理課 ☎25・5375へお問い合わせください